道ノ尾病院　院内感染対策指針

第１条　院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全従業員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

第２条　院内感染対策委員会及び感染制御チームの設置

院内感染対策の内容を院内に周知しそれを迅速に実施するために、院内各部署からの代表者で構成される組織横断的な組織を、次のとおり設置する。

1. 院内感染対策委員会
2. 感染制御チーム

1. 院内感染対策委員会

（目的）

院内感染予防の対策について、感染制御チームと連携し企画.審議し、以って良好な医療環境を維持することにより、適正な医療を提供することを目的とする。

（構成）

委員会は内科医師を委員長とし、以下の委員をもって構成する。

院長　　（副委員長）
内科医師　　（委員長）
精神科医師
管理局長
事務長
看護部長　　（副委員長）
看護副部長
薬局長
病棟師長
各部署長
その他必要と認める職員

（会議の開催）

委員会は原則として毎月１回開催する。

但し、必要に応じ臨時に開催することができる。

(所掌事項)

① 院内感染防止に係る基本的事項に関する事。
② 感染制御に関するコンサルテーション。
③ 感染に関するサーベイランスの実施。
④ 院内感染防止対策及びマニュアルに関する事。
⑤ 院内感染防止対策の実施に係る監視及び指導に関する事。
⑥ 院内感染の発生及びアウトブレイクへの対応に関する事。
⑦ 職員研修の企画.立案。

2. 感染制御チーム（ＩＣＴ）

(目的)

統括担当者及び部署担当者で構成し、部署担当者の週１回ラウンドを基に、統括担当者によるより効果的なラウンドを行ない、院内感染対策委員会と連携し、院内感染に対する具体的な調査、指導、監視を行なう。

ラウンドに際しては感染症患者の発生状況及び抗菌薬の使用状況等を考慮する。

(構成)

(統括担当者)

内科医師
看護部長.副部長
薬局長及び薬剤師
検査技師

(部署担当者)

各病棟師長及び担当看護師
デイケア長
栄養課課長
歯科担当者
リネンセンター
その他必要と認める職員

(会議の開催)

会議は原則として毎月１回行なう。

但し、必要に応じ臨時に開催することができる。

(業務)

① 病棟における定期的な巡回に関する事。
② 病院感染に関する情報の収集、調査、分析及び対応に関すること。
③ 感染対策に関する教育、啓発及び情報提供に関する事。
④ サーベイランスの実践と病院内へのフィードバックに関する事。

⑤ 感染対策ガイドラインの作成.更新.実践に関する評価に関する事。
⑥ 感染症のコンサルテーションに関する事。
⑦ その他感染対策の実践的活動に関する事。

第３条　医療機関の連携

緊急時には、虹が丘病院その他地域の医療機関と連携し、アウトブレイクに対しての支援を要請する。又、そのための日常的な相互の協力関係を築いておくことが大切である。

第４条　アウトブレイク時の対応

（医療機関内の対応）

①院内又は同一病棟内で同一菌種（ここでは、原因微生物が多剤耐性菌によるものを想定。以下同じ。）による感染症の集積が見られ、疫学的にアウトブレイクが疑われると判断した場合は、院内感染対策委員会又は感染制御チームによる会議を開催し、１週間以内を目安にアウトブレイクに対する院内感染対策を策定且つ実施する。

②アウトブレイクを疑う基準としては、一例目の発見から４週間以内に、同一病棟において新規に同一菌種による感染症の発病症例（以下の 4 菌種は保菌者を含む：バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌-ＶＲＳＡ、多剤耐性緑膿菌-ＭＤＲＰ、バンコマイシン耐性腸球菌-ＶＲＥ、多剤耐性アシネトバクター・バウマニ）が計３例以上特定された場合、或いは院内で同一菌株と思われる感染症の発病症例（抗菌薬感受性パターンが類似した症例等）（上記の 4 菌種は保菌者を含む）が計３例以上特定された場合を基本とする。

（支援依頼）

アウトブレイクに対する感染対策を実施した後、新たな感染症の発病症例（上記の 4 菌種は保菌者を含む）を認めた場合、院内感染対策に不備がある可能性が有ると判断し、速やかに通常より協力関係にあるにある地域のネットワークに参加する医療機関等の専門家に感染拡大の防止に向けた支援を依頼する。

（報告）

院内での感染対策を講じた後、院内で同一菌種による感染症の発病症例（上記の 4 菌種は保菌者を含む）が多数にのぼる場合（目安として 10 名以上となった場合）または院内感染事案との因果関係が否定できない死亡者が確認された場合においては、管轄する保健所に速やかに報告する。また、このような場合に至らない時点においても、医療機関の判断の下、必要に応じて保健所に連絡.相談する。

第５条　職員研修

① 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。

② 職員研修は、就職時の初期研修 1 回のほか、年 2 回全職員を対象に開催する。又、必要に応じて随時開催する。

③ 研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録.保存する。

第６条　患者への情報提供と説明

当該指針は各部署・院内グループウェア、ホームページ上に保管し、職員、患者・家族が閲覧できるようにする。指針に関する問い合わせには、対策委員が対応する。

① 疾病の説明とともに、感染制御の基本についても説明して、理解を得た上で協力を求める。

② 必要に応じて感染率などの情報を公開する。

第７条　庶務

委員会の記録その他の庶務は医事課が行ないこれを保管する。

第８条　付則

本規定は平成 23 年 9 月 1 日より施行する。

改訂　平成 23 年 9 月 1 日
改訂　平成 23 年 10 月 18 日
改訂　平成 26 年 4 月 1 日
改訂　平成 27 年 12 月 1 日
改訂　平成 29 年 12 月 1 日
改訂　令和 3 年 3 月 1 日